

吸収分割公告

2026年6月9日

債権者及び株主等関係者 各位

東京都千代田区丸の内一丁目9番2号
インテグラル株式会社
代表取締役 山本 礼二郎

当社は、2026年3月24日開催の定時株主総会において、2026年10月1日を効力発生日として、インテグラル・グループ株式会社（住所：東京都千代田区丸の内一丁目9番2号）に対して当社が営む自己資金による投資事業及びこれに主として付随し又は関連する事業に関して当社が有する権利義務を承継させる吸収分割（以下「本件分割」といいます。）を行うことといたしましたので、下記のとおり公告いたします。

記

- 会社法785条1項の規定に基づき、本件分割に反対し、かつ、株式買取請求をされる株主様は、本件分割の効力発生日の20日前の日から効力発生日の前日までの間に、当社に対して書面により、その旨、株主様の氏名又は名称、住所、ご連絡先の電話番号、株式買取請求に係る株式の数、並びに、株主様が振替口座を開設している口座管理機関（証券会社等）の名称及び加入者口座コードをご通知ください。また、ご通知にあたっては、株式買取請求に係る株式が記録されている振替口座を開設している口座管理機関に対して、以下に記載の買取口座に当該株式の振替申請を行うとともに、個別株主通知の申出の取次請求を併せて行ったうえ、当社にお送りいただくご通知に個別株主通知に係る受付票及び本人確認書類を添付していただきますようお願い申し上げます。

2026年9月30日までに以下の買取口座への振替を完了していただけない場合には、株式買取請求権を行使いただけないこととなります。実際に振替に必要な期間はご利用の口座管理機関により異なりますので、株式買取請求をご検討の株主様は、お早めにご利用の口座管理機関にお問い合わせください。

【買取口座】

振替先口座（買取口座）の管理機関	三井住友信託銀行株式会社
口座名義人	インテグラル株式会社
加入者口座コード	0029473-03247969000030-4

- 2 本件分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から1か月以内にお申し出ください。

- 3 当社及びインテグラル・グループ株式会社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(当社) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済
(インテグラル・グループ株式会社) 確定した最終事業年度はありません。

以上